

指導内容・方法についての研究を

一層推進するとともに、学習指導要領の趣旨に沿った教育課程の改善充実に努める。

(2) 重度・重複障害教育内容の充実と方法の開発

一人一人の障害の的確な把握とそれに応じた教育内容・方法の開発に努める。

(3) 道徳教育・特別活動の指導資料の充実

心身障害児の特性に応じた道徳教育及び特別活動の指導資料の作成配布等により、道徳教育・特別活動に充実に努める。

(4) 生徒指導体制の充実

生徒指導の充実を図るために、生徒指導の充実を図るために、生徒指導協議会の設置、生徒指導資料の作成配布等により、各学校の指導内容・方法の改善充実に努める。

(5) 教職員研修の充実

教職員定数の確保と適正配置の推進

教職員組織の充実を図るために、男女別・年齢別構成等を考慮した適正な教職員配置に努める。

(6) 教職員研修の充実

後期中等教育審議会の答申を踏まえ、養護学校高等部の適正配置について検討する。

(7) 討論

訪問教育の形態や方法を改善充実し、可能な限り就学猶予・免除

教職員の指導の向上を図るため、

教職員現職教育計画に基づき、各種研修会を開催し、その内容を充実してこれら研修の成果が各学校で活用されるよう実施方法も含めて研修の効果的推進に努める。

(8) 指導体制の充実

盲・聾・養護学校及び特殊学級に対する指導活動の充実並びに適正就学指導の充実のため、指導体制の整備に努める。

(9) 教育機会の拡充

心身障害児の適正就学の推進

心身障害児の適正就学を図るために、市町村就学指導機関の機能強化と運営の充実に努めるよう指導

に当たるとともに、養護教育相談室の充実に努める。

(10) 養護学校及び特殊学級の適正配置の推進

養護学校対象児及び地域の実態を検討し、適正な学校配置に努めるとともに、特殊学級対象児及び地域の実態に応じた特殊学級の適正配置を図るよう市町村の指導に当たる。

(11) 計画

社会教育活動の振興

社会教育の推進

家庭教育の充実

家庭教育(幼児期)相談事業、家庭

教育総合推進事業等の充実に努めるとともに、家庭教育学級を拡充するよう市町村の指導に当たる。

(12) 計画

青少年教育の充実

在学青年社会参加活動育成事業等の充実に努めるとともに、少年教育の充実を図るために、少年教育機会を拡充するよう市町村の指導に当たる。

(13) 計画

成人教育の充実

まえ、養護学校高等部の適正配置について検討する。

の解消に努める。

施設・設備の整備充実

種研修会を開催し、その内容を充実してこれら研修の成果が各学校で活用されるよう実施方法も含めて研修の効果的推進に努める。

(14) 整備充実

障害の種類及び程度に応じた施設の改善充実と教材・教具の整備に努める。

(15) 整備充実

養護教育センター(仮称)の建設推進

五 心のふれあいと生きがいに満ちた

社会教育活動の振興

社会教育の推進

家庭教育の充実

家庭教育(幼児期)相談事業、家庭

教育総合推進事業等の充実に努めるとともに、家庭教育学級を拡充するよう市町村の指導に当たる。

(16) 計画

青少年教育の充実

在学青年社会参加活動育成事業等の充実に努めるとともに、少年教育機会を拡充するよう市町村の指導に当たる。

(17) 計画

民間有志指導者の養成と活用

民間有志指導者の養成と活用を図るため、高齢者人材活用事業などを研修会等の充実と指導者の活用に必要な情報・資料の提供に努める。

(18) 計画

社会教育関係団体の育成

青少年団体、婦人団体、PTA等の組織の拡充と指導者の養成に努めるとともに、地域活動の活発化を促進する。

(19) 計画

社会教育施設の整備充実

県立図書館の整備充実

図書館資料の整備充実を図り、

県民の多様な学習要求にこたえら

の高い学習機会の提供に努めるとともに、成人・婦人・高齢者の学

習要求及び実態に対応した学級・講座を開設し、学習機会を拡充するよう市町村の指導に当たる。

(20) 社会教育推進体制の充実

ア、専任社会教育主事の未設置町村の解消に努めるとともに、派遣社会教育主事制度の存続を図り、計画的な派遣を行い、社会教育主事の自主設置を促進する。

(21) 社会教育関係職員の確保と資質の向上

ア、社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修会等の充実に努めるとともに、県などにおいて行う職員研修に積極的に参加するよう市町村の指導に当たる。

(22) 社会教育推進体制の充実

イ、社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修会等の充実に努めるとともに、県などにおいて行う職員研修に積極的に参加するよう市町村の指導に当たる。

(23) 社会教育推進体制の充実

イ、社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修会等の充実に努めるとともに、県などにおいて行う職員研修に積極的に参加するよう市町村の指導に当たる。

(24) 社会教育推進体制の充実

イ、社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修会等の充実に努めるとともに、県などにおいて行う職員研修に積極的に参加するよう市町村の指導に当たる。

(25) 社会教育推進体制の充実

イ、社会教育関係職員の資質の向上を図るため、研修会等の充実に努めるとともに、県などにおいて行う職員研修に積極的に参加するよう市町村の指導に当たる。